

令和5年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

6 月 の 情 報 提 供

1.	求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年4月分)・・・	1
2.	助成金制度説明会のご案内について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.	令和5年度 第1回運行管理者試験のご案内・・・・・・・・	7
4.	運行管理者試験事前勉強会の開催について・・・・・・・・	9
5.	乗務員講習会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6.	初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内・・・・・・	12
7.	「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内・・・・・・・・	15
8.	全ト協優秀運転者顕章について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
9.	「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要綱・・・・・・	27
10.	陸災防香川県支部の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・	28
11.	香川労働局第14次労働災害防止計画について・・・・・・・・	29
12.	陸災防 夏期労働災害防止強調運動実施要綱について・・・・・・	46
13.	テールゲートリフター特別教育について・・・・・・・・	53

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和5年4月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和5年4月の運賃指数の概要

1. 令和5年4月の運賃指数は、前月比3ポイント減、前年同月比4ポイント増の124であった。
2. 4月末現在の求車登録件数は128,763と前年同月比226増(0.2%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,580
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	23,957

※令和5年度は令和5年4月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

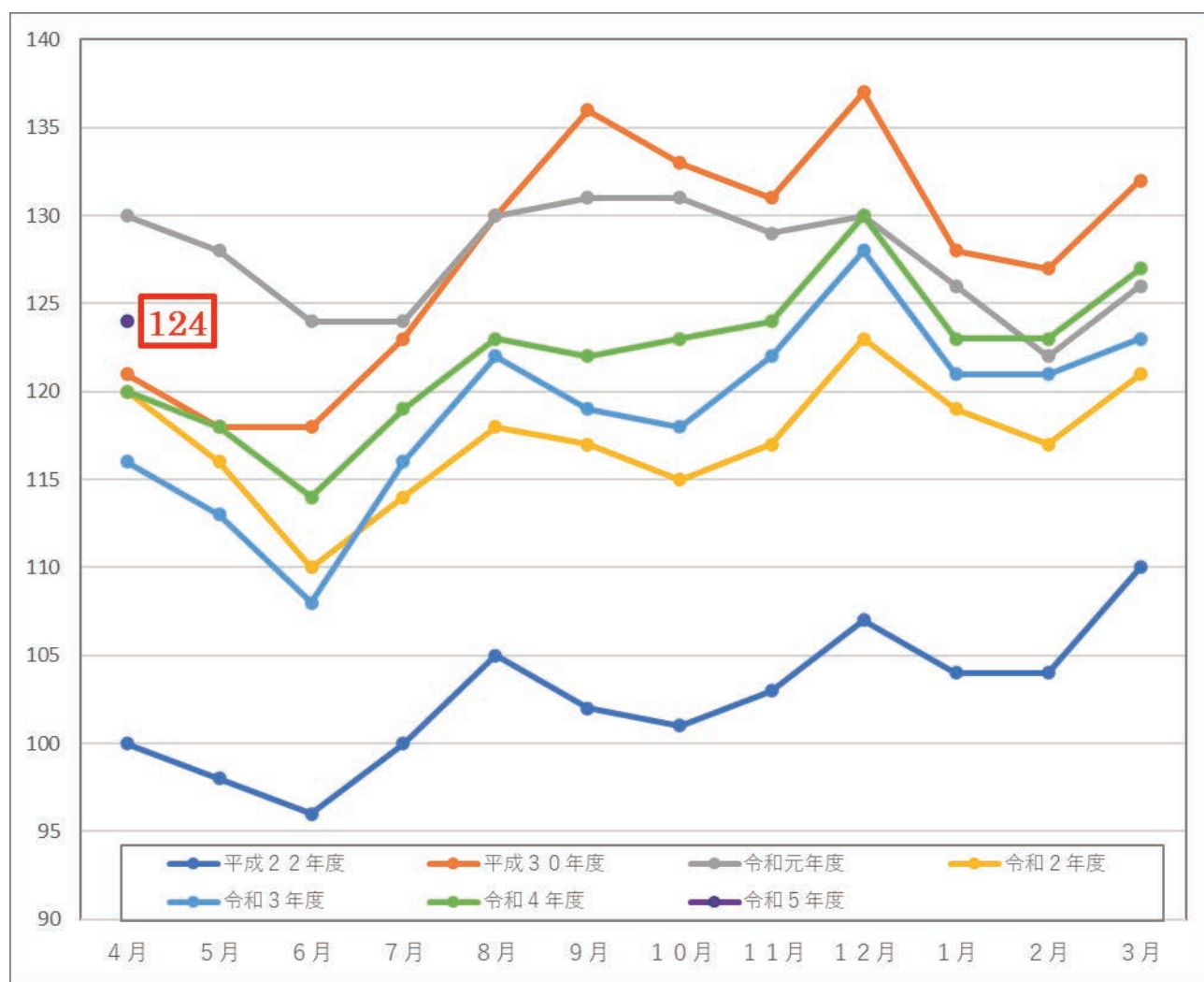
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	128,763

荷物情報（求車）	令和5年4月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	128,763	226	+0.2%	-46,754	-26.6%
成約件数	23,614	-873	-3.6%	-3,947	-14.3%
成約率	18.3%	-0.7ポイント	—	2.6ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124											

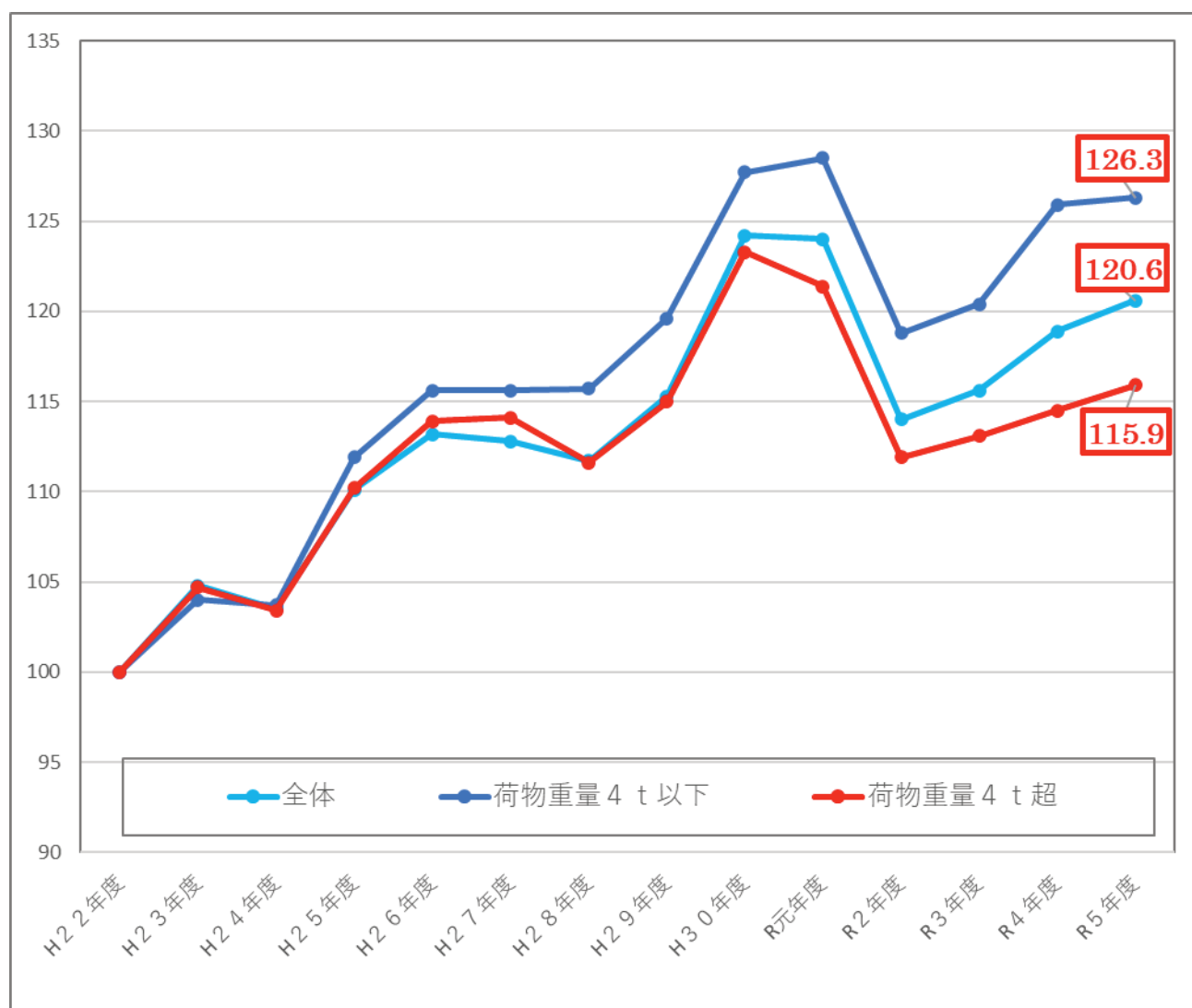


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	120.6
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	126.3
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	115.9



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 金子
TEL 03-3357-6068

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和 5 年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の連絡は、別添の参加申込書にご記入のうえ、F A X（087-821-4974）にて 6 月 5 日（月）までにご返信をお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 9 日（金）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
6 月 12 日（月）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
2. 開催場所 6 月 9 日（金） 四国交通共済会館 大ホール
坂出市番の州公園 6 番 6 号

6 月 12 日（月） 香川県トラック総合会館 5 階大会議室
高松市福岡町 3 丁目 2 番 3 号
3. 議 題 (1) 令和 5 年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他

一般社団法人 香川県トラック協会 宛

参 加 申 込 書

「令和 5 年度助成金制度説明会」に参加します。

事 業 者 名	
営 業 所 名	
出 席 希 望 者	
参 加 希 望 日 (○印記入)	・ 6 月 9 日 (金) 定員 80 名 ・ 6 月 1 2 日 (月) 定員 50 名

※出席を希望される事業所は 6 月 5 日 (月) までに、香ト協
FAX (0 8 7 - 8 2 1 - 4 9 7 4) へご返信願います。

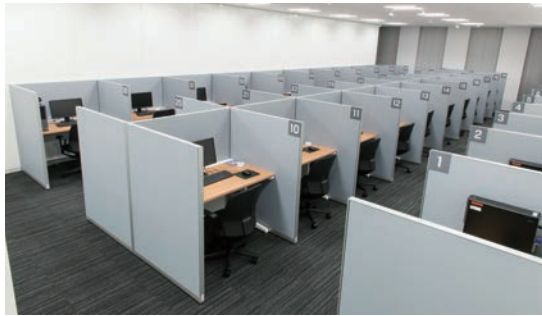
以上

令和5年度 第1回 運行管理者試験のご案内

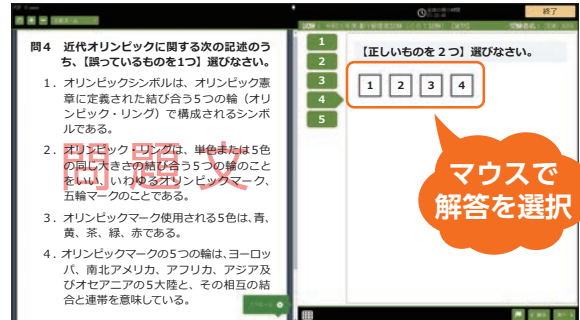
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択

個人情報確認 試験情報入力 会場・日時選択 支払方法選択 予約内容の確認 確認書の表示
メールの送信

検索条件

試験日 年 月 日 カレンダー表示はこちら
現在 2023/03/06 ~ 2023/04/29 の試験予約が可能です。

国選択

地域選択

会場名

会場検索実行

【検索結果】

受験する会場の試験開始時間を選択してください。

試験日 2023/04/22

■ : 空席あり ■ : 若干の空席あり ■ : 選択不可 ■ : 非開催

ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。

試験開始時間	09:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:00	13:45	14:30	15:15	16:00	16:45	17:30
JPM2/ 御茶ノ水ソラシティB												
試験開始時間	09:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:00	13:45	14:30	15:15	16:00	16:45	17:30
JPM3/ 御茶ノ水ソラシティC												

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申し込むことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和5年6月12日(月)～令和5年7月12日(水)

試験日時

令和5年8月5日(土)～9月3日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は9月20日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
- 基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和5年7月26日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

申請情報入力

受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
- *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。

- 本人確認書類・顔写真のアップロード

申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

STEP 02 書類の審査

審査中

審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。

***基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和5年7月26日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。**

STEP 03 書類審査完了のご案内

次に試験会場と日時の予約へ

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

***STEP1～6までの手順を行わないと、受験の申請手続きが完了しませんのでご注意ください。**

CBT 試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

CBT試験専用サイトの会場予約画面

「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約／受験手数料等の支払」ボタンを押して、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

***支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和5年8月4日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。**

***支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和5年8月4日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。**

STEP 06 申請手続完了

受験確認書メール

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

***受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、試験事務センターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。**

試験当日

STEP 07 試験当日

受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)

***試験当日、受付時に顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。**

***試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。**

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



運行管理者試験の申請手続きの詳細は、当センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター

TEL 03-6635-9400

(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和5年5月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、6月29日（木）に下記の通り開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、参加希望の会員は参加申込票を記入の上、6月15日（木）までにご返信下さいますようお願い申し上げます。当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までに申込み願います。

なお、勉強会の当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させて戴きますので、ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

また、この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和5年6月29日（水）9：00～18：10（8:30 受付開始） |
| 2 | 場 所 | ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
高松市福岡町2-2-1 |
| 3 | 内 容 | 運管試験に向けての対応等 |
| 4 | 講 師 | ヤマト・スタッフ・サプライ(株) ご担当者 |

参 加 申 込 票

会 社 名

受講者名

.....

※ 香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

令和5年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和5年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和5年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第246回	6月10日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第247回	6月10日（土） 13:30 ～ 16:30	
	第248回	8月19日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第246回 (AM) ・ 第247回 (PM) ・ 第248回 (AM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第246回 (AM) ・ 第247回 (PM) ・ 第248回 (AM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第246回 (AM) ・ 第247回 (PM) ・ 第248回 (AM)		小型

※香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

※1事業所3名までとさせていただきます。

令和 5 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・10 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和5年 4月13日(木)	第8回 令和4年11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年2月8日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 3月28日(木)
第4回 7月13日(木)	
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和5年 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月2日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和5年	4月13日(木)		令和5年	11月30日(木)
終了		4月27日(木)		令和6年	2月8日(木)
終了		6月1日(木)			3月28日(木)
		7月13日(木)			
		8月24日(木)			
		9月21日(木)			
		10月19日(木)			

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和5年	5月11日(木)		令和6年	1月18日(木)
		7月6日(木)			3月14日(木)
		9月14日(木)			
		11月2日(木)			

※開講時間は、9:30～17:00(各回共通) ※ご希望の講習日にチェック(✓)をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX(0877-44-3390)へご送信願います。

香ト協第 2 1 号
令和 5 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を設けております。

つきましては、標記制度認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を 6 月 1 6 日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 表彰基準（詳細は「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」を参照）

自動車運送事業の運行管理者として 1 0 年以上従事している者（連続した 1 0 年でも可。また事業者が同一でなくとも可）

2. 功績等要件

- （1）運行管理者の業務を十分に理解し的確に実施している者であること。
- （2）運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。（その功績を証明する書類も添付すること）
- （3）勤務状態等が優良な者であること。

3. 提 出 先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課
〒 7 6 0 - 0 0 6 6 高松市福岡町 3 丁目 2 - 3

4. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）
電話番号 0 8 7 - 8 5 1 - 6 3 8 1

以上

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について

1. 認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

(表彰の事由) 第4条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せず輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

(1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者

(2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

(3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者

(4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

(所定期間等) 第5条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間

(2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間

(3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

2. 提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を2部（うち1部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

- （1）候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- （2）候補者の功績調書（3号様式）
- （3）候補者の履歴書（4号様式）
- （4）候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- （5）候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）

※2号から5号様式については、別添の様式を参考に作成ください。

3. 用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

（定義）第3条

（1）『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

（2）『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

（3）『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

（4）『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」（平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号）に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

（5）『重大事故』

自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。

（6）『運行管理上最も責任ある者』

前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7)『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8)『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。

なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰の取消) 第9条

支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則) 第10条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。

(1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

(2号様式)

証 明 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間
における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当通報がなかった場合はその旨を記載)
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当事故がなかった場合はその旨を記載)
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印

香川運輸支局長 殿

(3号様式)

功 績 調 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

3. 勤務状態が優良であることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(4号様式)

履 歴 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字面を記載)

生年月日 (年齢)

1. 学 歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)

(1) 業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

(5号様式)

自 認 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

1. 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有 無 (いずれかを○で囲む)

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有 無 (いずれかを○で囲む)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

(6 号様式)

推 薦 書

(候補者の)

現住所

氏 名

生年月日

上記の者は、自動車運送事業の運行管理者として、成績操行とも優良であると認められるので、香川運輸支局長表彰を授与されたく関係書類を添えて推薦いたします。

令和 年 月 日

団体名

会長名

印

香川運輸支局長 殿

令和5年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を8月4日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意くださいます。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

2. 「無事故・無違反についての基準」

- ① 人身に係る事故を起こした者
 - ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- 以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

3. 提出書類及び注意点

「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添1）

※過去に受章歴がある場合は、別添様式①の備考欄にご記入（〇〇年〇章）下さい。

※自動車安全運転センターの無事故無違反証明書がある場合は証明書を添付下さい

以上

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(●●●トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）	備 考
ぜんにほん たろう 全日本 太郎 昭和34年1月1日生	(株)全ト協運輸 新宿営業所	金	自 昭・平 6年 4月 1日 29年 至 令和5年 5月 末日	第 ■■■■■■■■■■■■ 号	
ぜんにほん じろう 全日本 次郎 昭和44年7月1日生	(株)全ト協運輸 新宿営業所	銀	自 昭・平 15年 9月 1日 18年 至 令和5年 5月 末日	第 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和5年 5月 末日	第 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日	号	
昭・平 年 月 日生				号	
昭・平 年 月 日生				号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和5年 5月 末日	第 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和5年 5月 末日	第 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和5年 5月 末日	第 号	

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）														備 考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和5年 5月 末日															

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成15年6月1日以前

○銀章…平成15年6月2日から平成25年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

令和５年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和５年４月２０日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する１ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率 70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251

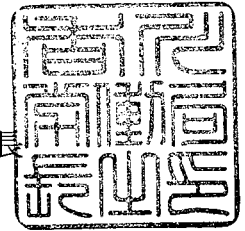




香労発基 0516 第 3 号
令和 5 年 5 月 16 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長 殿

香 川 労 働 局 長



香川労働局第 14 次労働災害防止計画について

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、香川労働局における第 14 次労働災害防止計画（計画期間：2023 年度から 2027 年度）を別添のとおり策定したところであります。本計画は労働災害の着実な減少に向け、国の「第 14 次労働災害防止計画」に基づき、香川県下における労働災害発生状況等を踏まえ、今後 5 年間ににおける労働災害防止対策の基本方針を示したものであります。

つきましては、本計画の趣旨を御理解いただき、会員各事業場に本計画の周知を図っていただくとともに、労働災害防止対策の推進に特段の御協力を賜りますようお願い致します。

香川労働局第 14 次労働災害防止計画

1 はじめに

香川労働局では、労働災害防止のため昭和 33 年以来 13 次にわたり「労働災害防止 5 か年計画」を策定、推進してきた。この間、労働災害は関係者のたゆまぬ努力により長期的には減少してきたものの、平成 28 年以降は増加に転じたほか、労働者の高齢化や第三次産業等における労働者増などの要因も加わり、休業 4 日以上之死傷災害(以下「死傷災害」という。)は、もはやかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点による対策が求められている。

また、長時間・過重労働を原因とする脳・心臓疾患や仕事のストレスを原因とする精神障害の防止、夏季の熱中症対策、腰痛、じん肺、石綿、化学物質などの職業性疾病の予防に加え、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等、労働者の健康を取り巻く状況は多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画は国の「第 14 次労働災害防止計画」を踏まえ、香川県下における労働災害の着実な減少を目指し、今後 5 年間にわたる防止対策の基本方針を示すものである。

2 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

3 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標（行政が投入された資源でどれだけの仕事をしたかを表す指標）

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。香川労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

① 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

イ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

ウ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

② 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安

発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

③ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ア 非定常作業時における作業手順書を整備している製造業の事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。
- ウ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

⑤ 労働者の健康確保対策の推進

- ア 年次有給休暇の取得促進に取り組む事業場を 2023 年と比較して 2025 年までに増加させる。
- イ 勤務間インターバル制度を導入している企業を 2023 年と比較して 2025 年までに増加させる。
- ウ メンタルヘルス対策としてパワーハラスメント対策に取り組む事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。
- エ 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。
- オ 各事業場において治療と仕事の両立支援に取り組む事業場を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を実施している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。
- イ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(2) アウトカム指標(行政活動の結果、最終的に国民の側にもたらされた効果を表す指標)

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

① 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

イ 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。

ウ 増加が見込まれる保健衛生業における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

② 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

③ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少させる。

イ 陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少させる。

ウ 建設業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15 % 以上減少させる。

⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、10 % 以上減少させる。

イ 熱中症による死傷者数の増加率※を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害については、過去最少の 6 人以下を継続し、5 か年の合計で 30 % 以上減少する。
- 死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022

年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

4 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、労働政策審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

5 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

第 13 次労働災害防止計画期間中の全死亡者数は 43 人で、第 12 次労働災害防止計画期間中の 47 人から 4 人減少した。

第 13 次労働災害防止計画期間中の全死亡者数の内訳を「業種別」で見ると、製造業が 11 人と最も多く、次いで建設業、運輸交通業がそれぞれ 9 人となっている。事故の型別に見ると、製造業においては機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、建設業においては高所からの「墜落・転落」がそれぞれ 5 人と最も多い。また、「交通事故」が運輸交通業、商業でそれぞれ 4 人と次いで多く発生している。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

① 死傷災害の発生状況

死傷災害については、第 13 次労働災害防止計画期間中、増加傾向にある。令和 2 年から令和 4 年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、その影響を除いても死傷災害件数、年千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒 (25.8%)」、「動作の反動、無理な動作 (12.1%)」が合わせて死傷災害全体の約 4 割 (37.9%) を占めている。業種別では、製造業における機械等による「はさまれ・巻き込まれ (製造業全体の 26.3%)」や建設業における建築物等からの「墜落・転落 (建設業全体の 34.1%)」などの従来型の災害が多い一方で、第三次産業では「転倒 (第三次産業全体の 35.8%)」や「動作の反動・無理な動作 (同 13.9%)」と労働者の作業行動に起因する死傷災害が約半数 (49.7%) を占めている。そのうち、転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なり、男女ともに中高年齢層で発生率が高くなっている。特に高年齢の女性の転倒災害の発生率が高くなっている。

② 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

- ア 労働災害発生率が高い 60 歳以上の高年齢労働者が増加していること
 - イ 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していること
 - ウ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生しており、その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- 等、様々な要因が考えられる。

上記のアに関しては、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和 4 年の 60 歳以上の高年齢労働者の休業 4 日以上之死傷者数の全年齢に占める割合は約 3 割（29.7%）となっているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

上記のイに関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害を防止するための対策の取組を促進することが必要である。

上記のウに関しては、産業構造の変化に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。年齢別・経験期間別死傷者数を見ると、経験年数が 3 年未満が 38.3%を占めている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

（3）労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性

① メンタルヘルス対策関係

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合等について、香川労働局においては調査を実施しておらず、実態が不明であるが、全国の調査である令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、使用する労働者数 50 人以上の事業場で 94.4%である。一方、使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場の取組率は、30～49 人で 70.7%、10～29 人で 49.6%となっており、特に使用する労働者数 30 人未満の小規模事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調である。

また、県内の精神障害等による労災請求件数は横ばいで推移している。

県内の状況について調査・分析を行い、メンタルヘルス対策の取組支援を実施する必要がある。

② 過重労働防止対策関係

県内では、脳・心臓疾患に係る労災請求件数は減少傾向にあるものの、毎年一定数存在している。

県内において、安衛法の一般健康診断において脳・心臓疾患につながる検査項目（血中脂質検査、血圧）の有所見率は、全国平均より高い数値で推移している。こうした傾向がある中、40 歳以上に対する特定健康診査の実施率の向上及び、一般健康診断等の結果、保健指導

や医療を必要とすると判定された者のそれらの受診率の向上を促進する必要がある。

③ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動への支援が必要である。

特に、産業医の選任義務がない、使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

また、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

県内の化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は直近 5 年だと年間 5 ～ 8 件にとどまるが、化学物資による健康障害は、がん等の遅発性で重篤なものがあることを踏まえれば、県内の現在の労働災害発生状況にかかわらず、事業場における化学物質の適切な管理を徹底することが必要である。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後段階的に施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症による労働災害は平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で死傷者 50 名（うち死亡 1 名）発生している。さらに、全国の騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約 300 件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社

会的に評価される環境の整備が必要である。

中小事業場が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
 - ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
 - ・D Xによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
 - ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット
- 等を説明することも有効であると考えられる。

6 計画の重点事項

労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

7 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

① 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- (イ) 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性への理解促進を図るため、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- (イ) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」や「SAFEコンソーシアム」の制度とともに、「健康経営優良法人認定制度」等既

存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。

(ウ) 事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な事例も含めて周知するよう努める。

(エ) 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。その際、中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、意識改革も含めた支援に努める。

(オ) 労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

(カ) 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。

② 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の普及や記載内容の充実等に取り組む。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- ・ 災害原因等の要因解析をより深化させるため、労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告の提出について、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」や電子申請等の周知啓発を図る。

③ 安全衛生対策におけるDXの推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア) AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

(イ) 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

(ウ) 法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- ・ デジタル新技術を活用した安全衛生活動の実施例の収集に努め、必要に応じ周知を図る。

(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

① 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

ア 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高

- い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- イ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ウ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- エ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

② ①の達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- ア 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。
- イ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ウ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。
- エ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、効率的・効果的な安全衛生教育ツールの周知を行う。

（3）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

① 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ア 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- イ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。（再掲）
- ウ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。（再掲）

② ①の達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- ア 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- イ 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。（再掲）
- ウ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、効率的・効果的な安全衛生教育ツールの周知を行う。（再掲）

（4）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

① 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ア コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタ

ルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)
や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

イ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

② ①の達成に向けて香川労働局が取り組むこと

ア テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を周知する。

イ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。

ウ 技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法の提示や、危険の見える化のため、外国人労働者も含めた全ての労働者向けのピクトグラム安全表示の周知を図る。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

① 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等に関して、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

② ①の達成に向けて香川労働局が取り組むこと

ア 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第22条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4年4月に公布、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。

イ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について周知する。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

① 製造業対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア)「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者

(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。

- (イ) 機械を使用する事業者は、(ア)により提供された残存するリスク情報を基に、リスクアセスメントを確実に実施する。
- (ウ) 非定常時作業に多く発生している「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害を防止するため、(イ)によるリスクアセスメントの結果を踏まえた非定常作業時における作業手順書を整備する。
- (エ) 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」及びリスクアセスメントの普及促進を図るとともに、非定常時作業における「スイッチオフ運動」を定着させる。
- (イ) 作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について周知を図る。
- (ウ) 機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

② 陸上貨物運送事業対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- (イ) 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。(再掲)

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多発発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- (イ) 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- (ウ) 陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法を検討する。
- (エ) 腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、「職場における腰痛予防対策指

針」の周知啓発を図る。

③ 建設業対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア) 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。

(イ) 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

(ア) 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、足場に関する省令改正の周知を図る。

(イ) 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。

(ウ) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組むため、四国整備局との緊密な連携を図る。

(エ) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

(オ) 建設業労働災害防止協会と連携し、会員研修会やパトロール等を通じて労働災害防止の徹底を図る。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

① メンタルヘルス対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア) ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

(イ) 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターと連携して、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- (イ) ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者提供するとともに、活用に向けて周知を図る。
- (ウ) 集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施の促進に取り組む。
- (エ) 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）について周知啓発し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- (オ) 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- (カ) 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

② 過重労働対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）に基づき、次の措置を行う。
 - ・ 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ・ 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ・ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）に基づく労働時間等の設定の改善
- (イ) 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組等を進める。
- (イ) 安衛法に基づく健康診断の実施及びその有所見者にかかる医師又は歯科医師からの意見聴取の実施について周知の徹底を図る。
- (ウ) 一般健康診断等の結果、保健指導や医療を必要と判定された者に労災保険の二次健康診断等給付の利用勧奨を行う。

③ 産業保健活動の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- (イ) 治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- (ウ) 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コ

ーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを丁寧に説明し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- (イ) 事業場や医療機関及び労働者本人を対象として「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改訂）等の周知啓発を強化する
- (ウ) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターと連携して、引き続き中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を実施する。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

① 化学物質による健康障害防止対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。

- ・ 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ・ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 化学物質の自立的な管理が適切に行われるよう、化学物質管理者講習の受講勧奨を行う。また、GHS分類、モデルSDS及びクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知を行うとともに、中小事業者向けに、化学物質管理に係る相談窓口の利用案内、訪問指導の利用促進、人材育成（講習会）の受講を勧奨する。
- (イ) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知を行う。

② 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- (イ) 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- (ウ) 解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- (エ) 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭

和 54 年労働省令第 18 号) その他関係法令の遵守のみならず、第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

- (オ) トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 工作物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨に取り組む
- (イ) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- (ウ) 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- (エ) 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- (オ) トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図るため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」への登録を勧奨する。

③ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- (イ) 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- (ウ) 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- (ア) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行うとともに、WBGT 計などの JIS 規格に適合した機器の普及を図る。
- (イ) 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。

④ 電離放射線による健康障害防止対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく

線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

イ アの達成に向けて香川労働局が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援事業を周知する。

令和 5 年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から 5 % 以上の減少をめざす。（令和 5 年は、87 人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018 年度から 2022 年度）中の死傷災害件数から 5 % 以上の減少をめざす。（令和 5 年は、4,243 人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の初年度に当たり、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和 5 年の労働災害発生状況（1～4 月速報値）は、死亡者数が 35 人（前年同期比＋11 人、＋45.8%）と増加しており、一層の取組の強化が必要である。

死傷者数は 4,109 人（前年同期－268 人、－6.1%）と減少しているものの、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発しているほか、動作の反動・無理な動作による災害も増加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知などこれを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年 7 月 1 日（土）から 7 月 31 日（月）までの 1 か月間を、令和 5 年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさ

らに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和5年7月1日（土）から7月31日（月）まで

3 スローガン

「荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット」

（令和5年度安全衛生標語 荷役部門最優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、最大積載量2トン以上の貨物自動車への昇降設備の設置、保護帽の着用及びテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の義務化など、本年10月及び来年2月から施行される改正労働安全衛生規則等の内容について、セミナーの開催等により周知徹底に努める。また、同時に改正された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、テールゲートリフター等に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害が増加傾向にある交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のた

めのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。

- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行う。
- (4) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (5) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。
- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
 - ・「陸災防労働災害事例生成ツール」（以下「生成ツール」という。）の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- (4) 行政との連携、広報等
 - ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行

- 政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
 - ・ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・ 改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・ 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表

令和5年5月作成

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」¹⁾や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」²⁾の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目			
1 基本的な取組（リスクの低減）			
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない
・安全衛生目標の設定（同上）		☐ している	☐ していない
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		☐ している	☐ していない
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		☐ している	☐ していない
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない
2 安全衛生管理体制			
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上		
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任（100人以上） ・安全管理者の選任（選任時研修修了） ・衛生管理者の選任 ・産業医の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・安全衛生対策等を話し合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月1回以上）	☐ している	☐ していない
3 安全衛生教育の実施状況			
・雇入れ時又は作業内容変更時の教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・特別教育（テールゲートリフター等）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・日常的教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		☐ している	☐ していない
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・事故発生者に対する教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
4 健康管理			
・雇入れ時の健康診断		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・定期健康診断（年1回）		☐ している	☐ していない
・深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超～80時間 ☐ 月80時間超～100時間 ☐ 月100時間超
・時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		☐ している	☐ していない
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし

1) 防災規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

2) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 k g 以上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認（安全作業連絡書）* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
 - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
 - エ コンベヤー オ テールゲートリフター カ 器具・工具 キ その他
- ・ 定期自主検査（同上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
 - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・ 保護帽（墜落時保護用） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 安全靴の使用 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
（原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予）
- ・ 拘束時間等（1ヶ月284h以内 □）（1日13h以内 □）（休息1日9h以上 □）（2日平均1日運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 走行経路の決定 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 点呼の実施 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 運転適性診断 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
 - エ 表彰 オ その他

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているとすることができます。

（参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。

・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）

・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条

・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条

・ フォークリフトの安全Q&A 50（陸災防図書 平成24年3月）

・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（令和5年3月28日基発0328第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第71条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 ～陸災防事業のご紹介～

当協会では、テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うための知識及び技能が確実に身に付けられるよう、特別教育に関する以下の事業を実施します。ぜひご利用ください。

各都道府県支部が実施する特別教育

- 特別教育のうち、学科教育(4時間)を実施します。(科目の省略は行いません。)
- 実技教育(2時間)は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した補助教材をご紹介します。
- 各都道府県支部において、テキスト発行後（6月以降）に準備が整い次第、順次開催します。詳しくは各支部にお問い合わせください。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

特別教育用教材等の頒布

- 安全衛生特別教育規程に定めるカリキュラムに準拠した特別教育用テキスト「テールゲートリフター作業必携」（A4判約100ページ、頒価990円（税込））を、6月1日発行予定です。（5月31日まで予約販売受付中）
- 特別教育の受講記録が記載できるポケットサイズ（A6判）の「テールゲートリフター安全作業ハンドブック」を、6月発行予定です。
- 学科教育の効果的な実施に役立つ映像補助教材（動画）を、7月上旬頃の発売に向けて準備中です。頒価等詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。

特別教育のインストラクター養成講習

- 社内で特別教育の講師となる方を対象とした講習です。「テールゲートリフター作業必携」と映像補助教材を用いて、特別教育における教え方のポイントなどを教授します。
- 開催スケジュール、受講料など詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。
- インストラクター養成講習の受講を希望される方は、陸災防本部までご連絡ください。

テールゲートリフター作業者必携 予約申込書

受注番号	No.	申込年月日	令和 年 月 日 (曜日)		
申込者名 (会社名または個人様名)					
担当者氏名					
住 所	〒 -				
電 話 番 号		F A X 番 号			
品 名					数 量
テールゲートリフター作業者必携 (テールゲートリフター特別教育用テキスト)					
備 考 欄 (送付先等が異なる場合等の要望をご記入ください)					
処 理 欄					
受付年月日	令和 年 月 日				
会員について	会員 ・ 非会員	受付者氏名		確認者氏名	

- 〔注〕 ① 太線枠内をご記入ください。
- ② 電話番号もお忘れなくご記入ください。
- ③ 図書は6月1日以降のお届けとなります。
- ④ お支払い方法は、後払いとなります。なお別途送料がかかります。
請求書を図書と同梱します。
- ⑤ 図書の到着後、品名と数量をご確認ください。